

「クーリング・オフ制度」


「突然の訪問販売で、不要なものを買ってしまった」

「街で声をかけられて、断り切れずに契約してしまった」
このような不意打ち性の高い取引に関しては、無条件で解約できる「クーリング・オフ」という制度があります。契約書を受け取った日を含めて、一定の期間内に、ハガキなどの書面で通知します。販売方法、商品などによってはクーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは相談室までお問い合わせください。

クーリング・オフの記載例（ハガキ）

おもて

うら

〒123-4567  〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇会社 代表取締役 様
--

私は、〇年〇月〇日、貴社と次の契約をしましたが、解除します。 商品名 〇〇〇 契約金額 〇〇〇円 私が支払った代金〇〇円は、至急返金してください。受け取った商品は引き取ってください。 〇年〇月〇日 多摩市〇〇町〇〇番地 氏名 〇〇〇〇

特定商取引法による クーリング・オフ期間一覧表

取引内容	期間
訪問販売※1	8日間
訪問購入(押し買い)	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売(マルチ商法)	20日間
特定継続的役務提供※2	8日間
業務提供誘引販売(内職・モニター商法)	20日間

※1 キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む

※2 語学教室、エステ、美容医療、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの6業種、関連商品が対象

クーリング・オフをする時の注意点

- ①通知は必ず書面で行います。
- ②書面はコピーをとり、特定記録郵便や簡易書留など、記録の残る方法で郵送しましょう。
- ③クレジット契約をした場合はクレジット会社へも郵送しましょう。



※クーリング・オフ＝意味「頭を冷やす」